

宇治市設計業務委託調査要領

平成17年4月

宇治市

目次

(趣旨).....	1
(調査業務の分類).....	1
(調査職員の担当業務等).....	2
(調査職員の任命基準等).....	2
(調査職員の任命).....	3
(契約の相手方への通知).....	3
(調査の技術的基準).....	3
(調査に関する図書).....	3
(その他).....	3

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市及び宇治市上下水道部が所管する設計業務委託(以下「業務」という。)の監督を適正かつ円滑に行うため、別に定めるもののほか、必要な事項をこの要領で定めるものとする。

(調査業務の分類)

第2条 調査業務は、総括調査業務、一般調査業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 総括調査業務

イ 設計業務委託契約書(以下「契約書」という。)に基づく契約権者等の権限とされる事項のうち、契約権者が必要と認めて委任したものの処理。

ロ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理。

ハ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答で重要なものの処理。

ニ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理。

ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理。

ヘ 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の市長に対する報告。

ト 主任調査業務及び一般調査業務を担当する調査職員の指揮監督並びに調査業務の掌理。

二 主任調査業務

イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理。

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理。

ハ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議(重要なもの及び軽易なものを除く)の処理。

ニ 業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理。

ホ 関連するその他の業務との工程等に関する調整(重要なものを除く)の処理。

ヘ 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括調査業務

を担当する調査職員に対する報告。

ト 主任調査業務及び一般調査業務を担当する調査職員の指揮監督並びに調査業務の掌理。

二 一般調査業務

イ 発注者の意図する成果物を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理。

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出又は質問に対する承諾又は回答で軽易なものの処理。

ハ 契約の履行についての契約の相手方との協議で軽易なものの処理。

ニ 業務の進捗状況の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）の処理。

ホ 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任調査業務を担当する調査職員に対する報告。

（調査職員の担当業務等）

第3条 調査を行う調査職員は、総括調査員、主任調査員及び調査員とし、それぞれ総括調査業務、主任調査業務及び一般調査業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括調査員、総括調査員及び主任調査員又は調査員（主任調査員が置かれている場合に限る）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括調査員を置かない場合における主任調査員は総括調査業務を、総括調査員及び主任調査員を置かない場合における調査員は総括調査業務及び主任調査業務を調査員を置かない場合における主任調査員は一般調査業務をそれぞれあわせて担当するものとする。

3 2以上の分野を含む設計業務等の調査を行う場合は、各分野に調査員を置くものとする。ただし、技術的条件を勘案し必要がないと認められるときは、1名の調査員が2以上の分野の調査を担当することができるものとする。

（調査職員の任命基準等）

第4条 総括調査員は、当該業務を所掌する課の課長を任命するものとする。

2 主任調査官は、所掌する課の当該業務を担当する係の係長を任命するものとする。

3 調査員は、所掌する課の当該業務を担当する係の係員を業務毎に任命するものとする。

(調査職員の任命)

第 5 条 調査職員の任命は、業務の委託契約ごとに行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第 6 条 市長は、調査職員の職名及び氏名を、業務の委託契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1号による調査職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(調査の技術的基準)

第 7 条 調査職員が調査を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(調査に関する図書)

第 8 条 調査職員は、次の各号に掲げる図書（契約の相手方から提出された図書を含む。）をそれぞれの担当事務に応じて作成及び整理して調査の経緯を明らかにするものとする。

- 一 業務の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項（軽易なものを除く。）を記載した書類
- 三 その他調査に関する図書

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 24 年 4 月 1 日